

令和8年度 名古屋市技能功労者表彰募集要領

1 目的

この表彰は、永く同一の職業に従事し、功労顕著な主として中小企業に働く技能者（以下「技能者」という。）をたたえることによって、技能者の社会的、経済的地位及び技術水準の維持、向上を図ることを目的とします。

2 表彰職種

技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）第6条に基づき、厚生労働省人材開発統括官が定める技能者表彰実施要領の別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業分類及び職種のいずれかに該当する方とします。

3 表彰基準

名古屋市内にお住まいの主として中小企業で働く技能者であって、次の全ての基準に該当する方とします。

- (1) 表彰時点において、技能者として経験年数30年以上、年齢60歳以上の方であること
- (2) 優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる方であること
- (3) 表彰時点において、その職業に従事する方であること
- (4) 過去に名古屋市長から当該表彰を受けていない方であること
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられた方でないこと、また、道路交通法違反（昭和35年法律第105号）により人身に傷害を与え、行政処分（免許取消、停止等）を受けた方は、当該処分を受けた日から5年を経過していること

4 被表彰候補者の推薦

「3 表彰基準」に該当する被表彰候補者について、次に掲げる方法により、名古屋市に推薦してください。

(1) 推薦者

ア 団体推薦

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された法人及びこれに準ずる団体のうち、名古屋市技能功労者表彰の推薦団体として、名古屋市に登録された団体の代表者から推薦してください。

イ 個人推薦

被表彰候補者が推薦団体に所属しない法人等で働く技能者である場合、被表彰候補者の技能の程度や模範性を熟知する関係者等から推薦してください。なお、被表彰候補者本人が、推薦者になることはできません。

(2) 提出書類

名古屋市技能功労者被表彰候補者推薦調書（団体推薦の場合は様式第1号、個人推薦の場合は様式第2号）及び住民票記載事項証明書（提出日の前3か月以内に発行されたもので本籍、続柄、個人番号を省略したもの。コピーも可。）

(3) 推薦期間及び提出方法

ア 推薦期間

令和8年5月1日（金）から7月17日（金）（必着）

イ 提出方法

電子メール、郵送または持参にてご提出ください。

（可能な限り電子化にご協力をお願いいたします。）

電子メールでの提出の場合は、ファイルにパスワードを設定してください。

持参される場合は、事前に電話又はメールで必ずご連絡ください。

5 被表彰者の選定

表彰を受ける方は 被表彰候補者の推薦を受けた方の中から市長が選定します。

なお、個人推薦の被表彰候補者については、選定をするにあたって、担当者が勤務先を訪問し、仕事の様子を見学させていただくとともに、本人や雇用主等から聞き取りを行います。

被表彰者の選定、表彰式の開催案内は、推薦調書に記載されたメールアドレス宛に送付します。

6 表彰式について

(1) 日 時：令和8年11月23日（月・祝）13時30分開始

(2) 場 所：岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール（昭和区鶴舞一丁目1番3号）

7 提出・問い合わせ先

〒460 - 8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市経済局産業労働部労働企画課（本庁舎5階）

電 話：052-972-3146

電子メール：a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp